

3. 取組状況報告

(1) これまでの取組状況報告

令和6年3月15日
熊本県地方協議会 事務局
九州運輸局熊本運輸支局
熊本労働局
(公社) 熊本県トラック協会

1. これまでの振り返りについて
…P2～3
2. 対象輸送分野（①加工食品、飲料・酒、②農産物）
における取組について
…P5
3. その他取組について
…P7～10
4. 重点取組事項のP D C Aシートについて
…P12～14

【振り返り】これまでの熊本県地方協議会の取組

熊本県地方協議会の経緯

- トラック運送事業の取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図ることを目的に平成27年度に設置
- 平成27年度から令和4年度までに15回開催

※「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」に基づき、令和6年度からトラック運転者の時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**長時間労働の改善と生産性向上の取り組みを、荷主と連携し加速させる必要がある。**

パイロット事業（実証実験）の実施

- 【平成28年度】 下ろし地域内配送の外部委託による労働時間削減
(荷種) 青果物
- 【平成29年度】 倉庫内作業と積込方式の変更による作業時間短縮
(荷種) 住宅設備機器

アドバンス事業（実証実験）の実施

- 【令和元年度】 パレット化による労働時間短縮
(荷種) 青果物

生乳物流の改善に係る実証実験の実施

- 【令和2年度】 バース使用時間帯の計画配分などによる待ち時間削減
(荷種) 生乳

ガイドラインの配付・アンケート調査の実施

- 【令和3年度】 運送事業者へガイドラインを送付・アンケート調査
(荷種) 加工食品、飲料・酒

実証実験の実施

- 【令和4年度】 パレット化による労働時間短縮
(荷種) 青果物

令和5年度 検討の対象とする輸送分野

通達

令和5年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について

(令和5年8月9日 厚労省労働条件政策課長、同監督課長、国交省貨物課長 通達より一部抜粋)

(1) 今年度の輸送分野別の検討について

① 対象輸送分野

各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、**1つ以上の輸送分野**における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の

対象とする輸送分野は、**各地方の状況に応じ、次の(ア)～(カ)のいずれかより選定**すること。

- (ア) 令和元年度に実施した待機時間・附帯作業に関する調査の都道府県別の結果に基づき、各都道府県における待機時間が特に長い輸送分野
- (イ) 令和2年度に実施した積載効率に関する調査の輸送品目別及び都道府県別の結果に基づき、各都道府県における積載効率の改善が必要な輸送分野
- (ウ) 過去の重点取組事項や実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野
- (エ) 「加工食品、飲料・酒」、「建設資材」及び「紙・パルプ」の中で、各輸送品目別のガイドラインで示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野
- (オ) 各地方協議会事務局が取扱事項として特に必要と認めた輸送分野
- (カ) 令和4年度に工程表の作成及びKPIを設定している輸送分野

対象輸送分野(検討対象分野)を

令和5年3月14日 令和4年度
第15回熊本県地方協議会において
承認

「加工食品、
飲料・酒」

及び

「農産物」とする。

－選定理由－

- ① ガイドライン※の認知度は低い
- ② ガイドラインの活用率、活用可能性は非常に高く、更なる周知が必要

－選定理由－

- ① 令和5年度実証実験案をとりまとめ（キャベツのパレット化）
- ② パレット化の効果、課題を検証

※荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン「加工食品、飲料・酒物流編」

・ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000106.html

1. これまでの振り返りについて
・・・P2～3
2. 対象輸送分野（①加工食品、飲料・酒、②農産物）
における取組について
・・・P5
3. その他取組について
・・・P7～10
4. 重点取組事項のP D C Aシートについて
・・・P12～14

令和5年度 熊本県地方協議会 対象輸送分野に係る取組

<基本的考え方>

- ・令和6年度に向け、「加工食品、飲料・酒」「農産物」を主眼に検討・取組を進める（必要に応じ見直し）

<具体的な取組の方向性>

- ・「加工食品、飲料・酒」＝ガイドラインの浸透を図る取組が必要

加工食品等

- ・令和5年4～12月、貨物自動車運送事業者を対象とした労務安全管理講習会において周知
- ・令和5年8～12月、自動車運転者の労働時間等の改善のための改善基準告示等説明会において周知
- ・令和5年9月20日、陸上貨物運送事業労働災害防止協会において周知
- ・令和5年11月8日、熊本県トラック協会会員事業者向け機関誌において周知
- ・令和5年12～令和6年1月、産業資源循環協会において周知
- ・令和6年1月22日、熊本県商工会議を訪問し、ガイドラインの周知・活用を要請
- ・令和6年3月1日、熊本県トラック協会の広報誌において周知
- ・令和6年3月15日、第16回トラック輸送における取引環境・労働時間改善熊本県地方協議会において周知



更なる周知に関して次年度の取組を検討

- ・「農産物」＝実証実験を実施（キャベツ輸送のパレット化）

農産物

- ・農産物輸送に係る行政機関・荷主団体・運送事業者団体を構成員とした「農産物輸送効率化のための意見交換会」にてとりまとめた実証実験（キャベツ輸送のパレット化）を実施



実証実験による効果・課題の検討

関係者

JA熊本経済連
JA上益城
九州農政局
熊本県トラック協会
熊本運輸支局

1. これまでの振り返りについて
・・・P2～3
2. 対象輸送分野（①加工食品、飲料・酒、②農産物）
における取組について
・・・P5
3. その他取組について
・・・P7～10
4. 重点取組事項のP D C Aシートについて
・・・P12～14

＜取組内容＞

①「ホワイト物流」推進運動賛同企業数の拡大

- ◇国土交通省が「ホワイト物流」推進運動セミナーを開催
- オンラインセミナーにより、どこからでも参加可能
- (令和5年9月29日メールにて協議会委員あて周知)



【事前申込制】【参加費無料】【オンライン開催(zoom)】
「ホワイト物流」推進運動 セミナー
 ~2024年を間近に、荷主企業が取組むべきことは~

「ホワイト物流」推進運動は、トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的としています。

この「ホワイト物流」推進運動の周知及び取組みを促進するため、オンラインセミナーを開催します。

今年度のセミナーでは、2024年4月に迫る、「時間外上限規制」「改正改善基準告示の適用」を見据えて、荷主の皆様にもご理解いただき、取組んでいただきたいことを中心にご講演します。

また、「ホワイト物流」推進運動に取組まれている事業者の方に、苦労談も交え事例発表いただきます。ぜひご参加ください。

[開催日、講演企業詳細は、裏面参照]

セミナープログラム(予定) 主催者: 国土交通省

1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介
2. 最近の物流政策について 国土交通省
~時間外労働規制の見直しを間近に控えて~
3. 改善基準告示の改正と発注者等への要請 厚生労働省
2024年4月適用の時間外上限規制、改正改善基準告示のポイントと監督者が行う発注者等への要請、各種支援を紹介
4. 取組事例の発表 講演企業詳細は裏面をご覧ください
物流改革に取り組み、成果を挙げた事業者が、実施内容と成果、苦労談を発表。

※セミナープログラム終了後、質疑応答を行う時間を15分程度設けます。

お申込み インターネットでのお申込みとなります

「ホワイト物流」推進運動のホームページから、**お1人ずつお申込み**ください。

●お申込みURL:
https://white-logistics-movement.jp/archives/join_20230904/

お申込みの流れ

- ①「セミナー申込」ボタンを押して下さい。
- ②申し込みページに、希望するセミナー日程、必要事項を入力し、「送信ボタン」を押して下さい。
- ③入力いただいたメールアドレス宛に、参加受付メールを送信いたします。

※メールが届かない場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。

注1: お申込みは、定員に達し次第、締切りをさせていただきます。なおお申し込み状況は、ホームページにてご確認ください。

注2: ご不明な点がある場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。

●注意事項:
 参加方法などは、セミナー開催日前日までに、受講者の方へご案内いたします

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ窓口へ、ご連絡下さい。

事務局: 株式会社 富士通総研
 担当者: 田村 山本
 メール: fri-white-logi@dl.jp.fujitsu.com

セミナー日程と講演企業詳細		
第1回	令和5年10月19日(木) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●ホワイト物流を推進する中で出た働き方改革と今後の課題と対策について 株式会社フードレック ●ご講演企業調整中 八六株式会社
第2回	令和5年11月9日(木) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●働き方改革の実現とコンプライアンスの徹底でCS・ES・FS(家族の満足度向上)の達成へ 新宮運輸株式会社 ●ご講演企業調整中
第3回	令和5年12月7日(木) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●トラック待機時間・倉庫終了時間の削減取組について タカラスタンダード株式会社 ●ご講演企業調整中 SBS東芝ロジスティクス株式会社
第4回	令和6年1月26日(金) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●皆で運ぶ物流の未来(仮) NEXT Logistics Japan株式会社 ●ご講演企業調整中
第5回	令和6年2月15日(木) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●「ステークホルダーとの相互理解」「運転手ファースト」で取り組むホワイト物流 もりか運送株式会社 ●ご講演企業調整中
第6回	令和6年3月7日(木) 13:00~15:55 12:30 会場オープン	●輸送事業の課題解決に向けて ~「DX」による 事故未然防止と業務効率化・法規制強化への取り組み~ ロジスティード株式会社 ●ご講演企業調整中

●開始30分前より、オンラインセミナー会場へお入りいただけます。

●参加方法などは、セミナー開催日前日までに、受講者の方へご案内いたします



「ホワイト物流」推進運動 公式Twitter @whitelogi



物流改善をけん引する企業間の協働を推進

物流生産性向上に向けた取組を行い、実感した効果、感動した体験のツイートを募集中

#ホワイト物流推進運動 をつけてツイートしてください。

◇広報誌によるPRの実施（熊本県トラック協会） 広報誌：トラック広報くまもとへ掲載（11月号）

「ホワイト物流」推進運動の賛同表明 について

本運動については、2024年開催により定着した普及の効果が大きく見込まれており、本運動への賛同することで物流企業と連携を図り、ドライバー不足の解消及び安定した物流網の構築に向けた課題の解決に自ら取り組むことが求められています。

現在、政府において、物流事業者と企業が互いに協力して、物流の課題を改善させていくための取り組みとして、2024年度より「ホワイト物流推進運動」が実施され、関係者（企業）を支援して、本運動の推進に取り組むこと、賛同表明を行い、本運動とより深い協力関係を築いていきます。

賛同表明を希望して、ホワイト物流推進運動の賛同表明を行い、ドライバー不足の解消及び安定した物流網の構築に向けた課題の解決に自ら取り組むことが求められています。

本運動の推進は、関係者（企業）と協力して、物流の課題を改善させていくための取り組みとして、2024年度より「ホワイト物流推進運動」が実施され、関係者（企業）を支援して、本運動の推進に取り組むこと、賛同表明を行い、本運動とより深い協力関係を築いていきます。

本運動の推進は、関係者（企業）と協力して、物流の課題を改善させていくための取り組みとして、2024年度より「ホワイト物流推進運動」が実施され、関係者（企業）を支援して、本運動の推進に取り組むこと、賛同表明を行い、本運動とより深い協力関係を築いていきます。

「自主行動宣言」を作成し、ホワイト物流推進運動事務局へ提出 段階的に取組みの着き上げを!

<取組内容>

②標準的な運賃の普及

◇県内荷主企業等への適正取引及び事故防止に関する文書の送付

- ・令和5年10月 県内荷主企業等約3,000社に対して運賃・料金の「買いたたき」のない適正取引の推進、長時間労働の抑制、交通事故防止に関する文書（熊本県トラック協会、熊本運輸支局、熊本労働局、熊本県警察本部交通部との連名）を送付

令和5年10月2日

トラック輸送を利用される皆様へ

公益社団法人熊本県トラック協会
会長 下川 公一

九州運輸局 熊本運輸支局
支局長 岩本 輝彦

熊本労働局
局長 新田 峰雄

熊本県警察本部 交通部
交通部長 原田 聖也

トラック運送事業の適正取引及び事故防止に関するお願い

平素は、運輸・労働・警察行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は、国内貨物輸送量の9割以上を占め、産業活動や国民生活に欠くことのできない基幹産業ですが、ひとたびトラックによる交通事故が発生してしまうと重大な被害を生じさせる恐れが高く、防止に向けた取組は、トラック運送事業だけでなく、荷主等関係する企業の社会的責任でもあると考えています。

トラックによる交通事故の原因には、運転者の長時間労働による過労運転、ブレーキ性能の低下を招く過積載や速度超過等が挙げられ、この防止のためにはトラック運送事業者のみならず、荷主企業のご理解とご協力が不可欠です。

そのうち、長時間労働については、トラック運送事業はその業態から全産業に比べ総労働時間が長く、労働基準関連法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反も高水準で推移しており、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保・改善を一層推進することが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、働き方改革関連法により、令和6年4月から時間外労働時間の上限が960時間となり、また、同年改正施行される「改善基準告示」により、トラックドライバーの拘束時間がこれまでの月間293時間（年間3,516時間）から、月間284時間（年間3,390時間）に短くなることとなっています。

しかしながら、運送事業者は、荷主企業との関係から、荷主都合による荷待ち時間の増加や無理な発着時間の指示、さらに、費用負担のない荷役作業等の依頼に否応なく応諾せねばならない実態により、本来すべき交通事故・労働災害防止のための運転者の安全管理や車両整備など安全運行等の措置が十分に担保できない状況に置かれており、上記課題の解消を願っています。

また、昨今の著しい燃料価格高騰により、トラック運送事業の経営は危機に瀕しているものの、荷主側も物価高騰の幅を受け、燃料価格上昇分の運賃価格への転嫁（燃料サーチャージ）が容易に行えない実態もあり、安全運行の原資の確保もできにくい経営環境にあります。

これらの状況を踏まえ、政府では「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置し、荷主・物流事業者間等の商慣行の見直しと物流の標準化やDX・GX等による効率化の推進により、物流の生産性を向上するとともに、荷主企業や消費者の行動変容を促す仕組みの導入を進めるべく、抜本的・総合的な対応が必要とし、取り組んでいるところです。

物流革新に向けた政策パッケージの中では、何れ対策を講じなければ、2024年度には、14%、2030年度には34%の輸送力不足が生じると試算されており、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)

荷主・消費者の行動変容について、抜本的に取り組むこととなっております。

〔物流革新に向けた政策パッケージ〕のポイントは、別途資料参照のこと

特に商慣行の見直しでは、荷主・物流事業者間における物流負担の軽減に向けた規制措置などの導入や納品期限、物流コスト込み取引価格の見直しなど荷主企業、物流事業者双方において、非効率な部分の適正化・生産性向上を図っていく必要があります。

つきましては、今後の輸送計画策定にあたっては、運送事業者より荷主企業への説明を行い、理解を得ながら、法令を遵守して働き方改革を進めて行くこととしておりますので、荷主企業の皆様におかれましては、係る現状をご理解の上、適正な取引と交通事故や労働災害防止に關しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、トラック輸送が安全・安心のもと、継続的に行われ、経済活動、国民生活に支障が生じないよう、取引の運送事業者から、燃料費・人件費・自動車整備費等輸送コスト上昇分の価格転嫁に關して相談があった場合には、不当な割増置き、いわゆる「買いたたき」とならぬようお願い申し上げます。

なお、これら多くの課題を踏まえ、国土交通省では、令和2年4月より、「標準的な運賃」の告示をしており、県内のほとんどのトラック運送事業者は、この届出を行っておりますことを申し上げます。



トラック事業関連サイト

国土交通省



働き方スズメサイト

熊本労働局



交通安全サイト

熊本県警察

◇標準的な運賃の普及・活用のためのセミナーの開催（熊本県トラック協会）

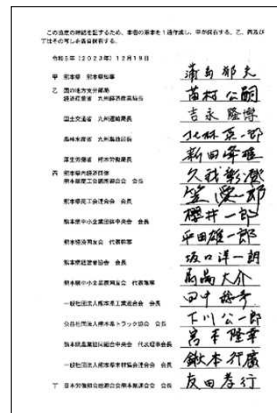
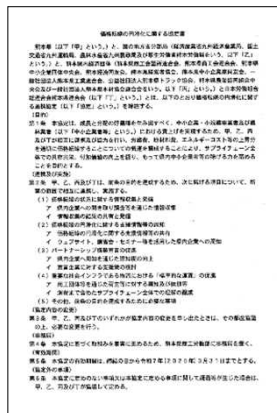
- ・令和5年10月 標準的な運賃の考え方を踏まえ、原価計算や自社独自の運賃表の作成、荷主との交渉方法を中心に学ぶ「標準的な運賃活用セミナー（応用編）」を開催

<取組内容>

②標準的な運賃の普及（続き）

◆協定を締結

- 令和5年12月 熊本県、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、農林水産省九州農政局、厚生労働省熊本労働局、熊本県商工会議所連合会、熊本県中小企業団体中央会、公益社団法人熊本県トラック協会、熊本県農業協同組合中央会、他7団体と「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結



◆新聞広告等によるPRの実施（熊本県トラック協会）

- 新聞:熊日新聞 カラー1ページ（1/6、1/10、1/18、1/26）
- 経済誌:くまもと経済 カラー見開き2ページ掲載（2月号）

③改正労働時間等の周知

◆新聞広告等によるPRの実施（熊本県トラック協会）

- 新聞:熊日新聞 7段モノクロ広告を1回、7段カラーを1回、5段カラーを3回掲載（9/9、11/27、12/23、1/27、2/9）
- 経済誌:くまもと経済 モノクロ広告を1回、カラー広告を3回掲載（10月、12～2月号）

<取組内容>

③改正労働時間等の周知（続き）

◇熊本県トラック協会 ほか

- ・令和5年8月～12月 告示改正等説明会（熊本運輸支局、熊本労働局が講師として参加）
- ・令和5年10月 2024年問題対応セミナー
- ・令和6年1月 荷主企業等向け新春経営セミナー

◇熊本労働局

ア 九州運輸局熊本運輸支局において、労働時間設定改善指導員が新規トラック運送事業者に対し、労働時間等の労働条件について説明

令和5年	4月17日	1社 3名	8月24日	1社 2名
	5月30日	2社 3名	9月29日	1社 3名
	6月16日	4社 9名	10月17日	1社 3名
	7月19日	2社 4名	11月13日	3社 5名

令和6年 1月16日 3社 5名

イ 労働時間設定改善指導員がトラック運送事業者を訪問し、労働時間等の労働条件について調査をし、問題点について助言指導

10社 令和5年7月18日から令和6年2月16日までの期間で実施

ウ 労働時間・改善基準告示等の労働条件の説明会を実施 4回 331社

◇労働基準監督署

各労働基準監督署において、労働時間・改善基準告示等の労働条件の説明会を実施

熊本労働基準監督署	8回	210名	八代労働基準監督署	2回	126名
玉名労働基準監督署	1回	21名	人吉労働基準監督署	2回	35名
天草労働基準監督署	4回	94名	菊池労働基準監督署	5回	98名

1. これまでの振り返りについて
・・・P2～3
2. 対象輸送分野（①加工食品、飲料・酒、②農産物）
における取組について
・・・P5
3. その他取組について
・・・P7～10
4. 重点取組事項のP D C Aシートについて
・・・P12～14

通達

令和5年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の実施事項について
(令和5年8月9日 厚労省労働条件政策課長、同監督課長、国交省貨物課長 通達より一部抜粋)

2 重点取組事項のPDCAについて

今年度の重点取組事項が、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、各地方運輸局等は管轄する各地方協議会の取組について、別添様式1を用いてPDCAサイクルによる継続的な改善を行うこと。この際、PDCAを効果的に実施できるように、別添様式2を用いて令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることに向けた改善のための工程表を作成し、中長期の取り組みとなるような目標及び指標（KPI）を設定するよう努めること。地方運輸局等は取りまとめた別添様式を令和6年4月末日までに自動車局貨物課に報告すること。

別添様式2（工程表）

地方協議会名: □□□□□□□□□□□□□□□□<重点取組事項名> 【概要】					
2021年度	2022年度	2023年度	2024～年度	KPI	備考
(例)					
陸送関係の共同輸送の実現				輸送用機械の積載効率を2024年度までに〇〇%(2010年数値)まで改善	
地方協議会において、陸送関係の発着荷主(メーカー、販売店)及び運送事業者が参画し、共同輸送の実現に向けた枠組について協議。				...	
各社の運行データを集計し、共同輸送のシミュレーションを実施					
			実証実験の実施		

別添様式1（PDCAシート）

令和3年度〇〇地方協議会重点取組事項PDCAシート

〇 車載車の共同輸送の促進

〇重点取組事項概要

当県における輸送用機械の積載効率の低下が著しいことから、陸送関係の発着荷主(メーカー、販売店)及び運送事業者を巻き込んで共同輸送の枠組みを構築し、ひいてはドライバーの長時間労働等の改善に向けた取組を促進する。

〇KPI

【1】積載効率

【輸送用機械の積載効率】2024年度までに積載効率を〇〇%(2010年数値)まで改善

〇重点取組事項の取組状況

・〇〇地方協議会において陸送関係の発着荷主(メーカー、販売店)〇〇株式会社及び〇〇株式会社が参画し、運送事業者〇〇株式会社とともに共同輸送の実現に向けた枠組について協議。
・各社の運行データを集計し、共同輸送のシミュレーションを実施。

【KPの達成状況(令和5年度末)】

〇〇%

〇課題及び今後の対応の方向性

・R4年度にシミュレーションをもとにした運行実証実験を予定。
・ロット集約や発注方法の共通化などの検討を進めていく。

記載担当者名:〇〇局〇〇課〇〇

当該内容（微修正の可能性有り）にて
国土交通省自動車局貨物課へ報告予定

令和5年度熊本県地方協議会重点取組事項PDCAシート

○ 加工食品、飲料・酒ガイドラインの周知及び農産物輸送効率化のため実証実験・意見交換会の実施、その他

○重点取組事項概要

【加工食品、飲料・酒】

・荷待ち時間の発生件数が多く、国土交通省及び関係省庁でガイドラインを作成した「加工食品、飲料・酒」について、ガイドラインの周知を図る。

【農産物】

・熊本県は農業の一大生産地であり、農産物輸送に関係する行政機関・荷主団体においても輸送の効率化に取り組んでいることから、JA熊本経済連、JA上益城、九州農政局、熊本県トラック協会、熊本運輸支局（以下「関係者」という）による「農産物輸送効率化のための意見交換会」にてとりまとめた実証実験（キャベツ輸送のパレット化）を実施する。

【その他①】ホワイト物流推進運動賛同企業数の拡大

・国土交通省が実施するホワイト物流推進運動セミナーの周知を行う。

【その他②】標準的な運賃の普及

・県内事業者においては、標準的な運賃の届出率が高い水準を誇っているが、荷主との交渉等により適正運賃の収受を加速させるためにも広く周知活動を実施する。

【その他③】労働時間等説明会の実施

- ・新規トラック運送事業者に対し、労働時間等の説明を行う。
- ・トラック運送事業者を訪問し、労働時間等について調査を行い、問題点等について助言指導を行う。
- ・労働基準監督署において、労働時間等の説明会を実施する。

OKPI

Key Performance Indicator(重要業績評価指標)

【ホワイト物流推進運動賛同企業数の拡大】

・県内賛同事業者数 30社以上 → 700社以上

【標準的な運賃の普及】

・標準的な運賃の届出率 100% ※熊本県トラック協会会員運送事業者（霊柩事業者を除く）

当該内容（微修正の可能性有り）にて
国土交通省自動車局貨物課へ報告予定

○重点取組事項の取組状況

【加工食品、飲料・酒】

・各種セミナー、説明会、広報誌等において、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を周知。

【農産物】

・関係者による「農産物輸送効率化のための意見交換会」にてとりまとめた実証実験（キャベツ輸送のパレット化）を実施。

◇KPI

【ホワイト物流推進運動賛同企業数の拡大】

→県内賛同企業数 253社（令和6年1月31日現在） ※補助申請者数 687社

【標準的な運賃の普及】

→標準的な運賃の届出率 92.2%（令和6年3月7日現在）

○課題及び今後の対応の方向性

【加工食品、飲料・酒】

・「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の認知度向上を図ってきたが、政府において2023年6月2日に開催された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、その施策の一環として経済産業省・農林水産省・国土交通省は『発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドライン』を策定したことから、次年度においては本ガイドラインの普及・浸透を図り、併せて認識調査を実施する。

【農産物】

・令和4～5年度に農産物輸送効率化のための実証実験を実施。次年度においては上記「加工食品、飲料・酒」同様、『発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドライン』の普及・浸透を図り、併せて認識調査を実施する。